

独立行政法人海上災害防止センター職員退職手当支給規程
(平成15年10月1日規則第8号)

改正 平成18年3月31日 規則第4号

平成21年6月24日 規則第4号

平成22年3月31日 規則第4号

(総則)

第1条 独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)の職員(独立行政法人海上災害防止センター就業規則(平成15年規則第4号)第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の種類)

第2条 退職手当は、退職金及び弔慰金とし、各号の区分による。

(1) 職員が退職し、又は解雇された場合は、退職金

(2) 職員が死亡した場合は、退職金及び弔慰金

(退職手当の支給)

第3条 退職手当は、職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合に、その者(死亡した場合には、その遺族)に支給する。

2 退職手当は、法令又は規程に基づき控除すべき金額がある場合には、職員に支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(退職金の支給制限)

第4条 退職をした者が次の各号の一に該当するときは、理事長は、その退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 勤続6月未満で退職し、又は解雇されたもの(別に定めるものを除く。)

(2) 免職の懲戒を受けたもの

(3) 禁錮以上の刑に処せられたことにより解雇されたもの

2 職員が退職し、解雇され、又は死亡した後、在職中の職務に関し、免職の懲戒を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、理事長は、すでに支給した退職金の全部又は一部を返還させ、又は支給しないことができる。

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職金を支給しない。

(退職金の額)

第5条 退職金の額は、次条から第8条までの規定により計算した退職金の基本額に、第9条の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。

(退職金の基本額)

第6条 退職金の基本額は、職員が退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の俸給月額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が当該俸給月額の100分の5,500を超えるときは、当該俸給月額の100分の5,500とする。

(1) 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の100

- (2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき100分の140
- (3) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の180
- (4) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき100分の200
- (5) 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき100分の100

2 勤続期間に1年未満の端数がある場合は、前項各号の区分に応じ、その端数について当該各号に定める割合により月割をもって計算する。

(退職金の基本額の増額)

第7条 次の各号の一に該当する者には、前条の規定により計算して得た額に、その者の勤続期間に応じ、退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の俸給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- (1) 傷病によりその職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えられないため退職し、又は解雇されたもの
- (2) 定員の減少又は組織の改廃により過員若しくは廃職を生じたため退職し、又は解雇されたもの
- (3) 在職中死亡したもの
- (4) 勤続10年以上であって定年に達したことにより達したもの
- (5) 勤続15年以上であって退職した場合において、職務上特に功労があったと理事長が認めたもの
- (6) 前各号に準ずる事由により退職し、又は解雇された者で、特に増額の必要があると理事長が認めたもの

(退職金の基本額の減額)

第8条 次の各号の一に該当する者には、第5条の規定により計算して得た額から、当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 自己の都合(傷病、婚姻又は出産による場合を除く。)により退職したもの
- (2) 職員としての資格を著しく欠くことにより解雇されたもの
- (3) 第4条第1項第2号又は第3号に規定する事由に準ずる事由により退職したもの

(退職金の調整額)

第9条 退職金の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次表に掲げる職員の区分(職務の級)に応じ、当該各区分に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

区分	級	調整月額	(年額)
1	1	41,700円	50万円
2	2	33,350円	40万円
3	3	20,850円	25万円
4	4	16,700円	20万円
5	その他	0円	/

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第11条第3項の規定に該当するものを除く。）解雇又は死亡（以下「退職等」という。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するものをいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第11条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた国家公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 第11条第2項の規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

(4) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が定める在職期間

3 次の各号に掲げる者に対する退職金の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職等した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）

第1項の表中1から3まで又は5に掲げる職員の区分にあっては当該各区分に定める額、同表中4に掲げる職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職等した者でその勤続期間が4年以下のもの

前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

（勤続期間の計算）

第10条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、その者が職員に採用された日の属する月から退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月までの毎月数による。

2 勤続期間のうち、休職、停職又は育児休暇を受けたことにより現実に職務につくことを要しない期間のある月（現実に職務につくことを要する日のあった月を除く。）が1以上あった場合は、その月数の2分の1に相当する月数（1月末満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を前項の規定により計算して得た勤続期間から除算する。

3 第4条第1項第1号の勤続期間の計算は、第1項の規定にかかわらず、その者が職員に採用された日から退職し、又は解雇された日までの満月数による。

（国家公務員等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例）

第11条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人、若しくは地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後に引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合、又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規定による退職手当は支給しない。
- 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、前条第2項の規定にかかわらず職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 5 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(弔慰金の額)

第12条 弔慰金の額は、職員が死亡した日におけるその者の俸給月額に100分の400の割合を乗じて得た額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第13条 第3条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者で、職員の死亡時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
 - 4 次に掲げる者は、この規程に定める退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程に定める退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合の退職金の取扱)

第14条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

(端数の処理)

第15条 この規程に定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げる。

(実施に関し必要な事項)

第16条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）の成立の際現に海上災害防止センター職員である者のうち、センター成立の時に引き続きセンターの職員となった者の勤続期間については、第8条の規定にかかわらず、解散前の海上災害防止センターの職員としての勤続期間をセンターの職員としての勤続期間とみなしてこの規程を適用する。

附 則（平成18年3月31日規則第4号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が施行日（以下「新制度切替日」という。）以後に退職等することにより改正後の独立行政法人海上災害防止センター職員退職手当支給規程（以下「新規程」という。）による退職金の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職等した場合において、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎としてこの規程による改正前の独立行政法人海上災害防止センター職員退職手当支給規程（以下「旧規程」という。）第5条から第7条まで及び附則第2項の規定により計算した退職金の額が新規程により計算した退職金の額（以下「新規程退職金額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職金の額とする。
- 3 職員が新制度切替日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職等した場合において、その者についての新規程退職金額がその者が新制度切替日の前日に受けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして旧規程第5条から第7条まで及び附則第2項の規定により計算した退職金の額（以下「旧規程退職金額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程退職金額から次の各号に掲げる退職等した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職金の額とする。
 - (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの
次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
 - イ 新規程第9条の規定により計算した退職金の調整額の100分の5に相当する額
 - ロ 新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額
 - (2) 新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの
次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）
 - イ 新規程第9条の規定により計算した退職金の調整額の100分の70に相当する額
 - ロ 新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額
 - (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの
次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

- イ 新規程第9条の規定により計算した退職金の調整額の100分の30に相当する額
- ロ 新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額

4 新規程第9条の規定により退職金の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条第1項の適用については、「、その者の基礎在職期間」とあるのは、「、平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間」に読み替えるものとする。

附 則（平成21年6月24日規則第4号）

- 1 この規則は、平成21年6月24日から施行する。
- 2 この規則による改正後の独立行政法人海上災害防止センター職員退職手当支給規程の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。